

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
第17条に基づく情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第17条に基づき、厚生労働省における女性の職業選択に資する情報について、以下のとおり公表します。

1 採用した職員に占める女性職員の割合（平成30年度）

	女性割合
本省総合職	42.4%
本省一般職等（専門職含む）	34.5%
地方機関	45.1%
常勤職員合計	42.4%
非常勤職員	74.9%
合計	72.2%

※ 試験採用者のほか選考採用者も含む。なお、試験採用については、平成30年4月1日付け採用者を計上。

2 男女の離職率の差異（平成29年度中の退職状況）

	離職率	
	男性	女性
本省総合職	0.8%	2.0%
本省一般職等（専門職含む）	1.4%	5.1%
地方機関	0.7%	1.9%
常勤職員合計	0.7%	2.1%

※ 任期の定めのない職員に限る。

3 職員一人当たりの一月当たりの超過勤務時間（平成29年）

	一月当たり
常勤職員（本省）	30.2時間
常勤職員（地方機関）	11.5時間
常勤職員合計	13.9時間

4 管理的地位にある職員に占める女性職員の女性割合（平成 30 年 7 月）

女性割合
8.5%

5 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（平成 30 年 7 月）

役職段階	女性割合
指定職	13.3%
本省課室長相当職	8.0%
国の地方機関課長・本省課長 補佐相当職	12.0%
本省係長相当職	24.9%

6 男女別の育児休業取得率（平成 29 年度）

	取得率	
	男性	女性
常勤職員合計（平成 29 年度）	42.7%	97.8%
〈参考〉本省のみ		
平成 29 年度	43.7%	—
平成 30 年度（未公表値）	39.3%	—
非常勤職員（平成 29 年度）	57.1%	107.7%
合 計	42.9%	100.0%

※ 育児休業の期間中は、給与（俸給及び諸手当）は支給されないが、共済組合から一定の育児休業手当金（標準報酬日額の 50%（育児休業期間が 180 日に達するまでの期間については 67%））が支給される。

7 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（平成 29 年度）

	取得率
配偶者出産休暇	88.9%
育児参加のための休暇	85.4%

8 職員の女性割合（平成 30 年度）

	女性割合
常勤職員	29.3%
非常勤職員	68.7%
合 計	50.1%

※ 行政職俸給表（一）以外の俸給を含む。休職・休業・派遣中の職員、委員顧問参与等職員を除く。

9 約 10 年度前に採用した職員の男女別継続任用割合（平成 29 年度）

男性	女性
90.8%	88.5%

※ 「9～11 年度前に採用した女性（男性）職員であって引き続き任用されている者の数」÷「9～11 年度前に採用した女性（男性）職員の数」×100

※ 平成 18 年度～平成 20 年度本省採用者について計上。

10 年次休暇等取得日数（平成 29 年）

取得日数	（参考）取得率
15.6 日	77.9%

※ 任期の定めがある職員、対象外の職員を除く。

※ 取得率は職員に付与された年次休暇等の日数を 20 日として「職員が取得した年次休暇等の日数」÷「職員に付与された年次休暇等の日数（繰越日数は除く）」× 100 で算出した率。

11 中途採用の男女別実績（平成 30 年度）

	男性	女性
本省	1 人	0 人
地方機関	7 人	3 人
合 計	8 人	3 人

※ 平成 30 年 4 月 1 日付け経験者採用試験採用者について計上。